

資料1

介護保険制度の見直しに関する意見

令和 8 年 2 月

高齢福祉課
介護保険課

目 次

1	社会保障審議会介護保険部会における 「介護保険制度の見直しに関する意見」のとりまとめ	1
2	「2040年を見据えた介護保険事業計画の在り方」への意見内容	2
(1)	基本的な視点	2
(2)	中長期推計の制度的位置づけ	2
(3)	地域課題への対応と記載事項の明確化	2
3	今後のスケジュール	3
	資料「介護保険制度の見直しに関する意見（概要）」	4

1 社会保障審議会介護保険部会における「介護保険制度の見直しに関する意見」のとりまとめ

介護保険制度は創設から 25 年が経過し、制度は高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして定着してきました。2025 年には団塊の世代が 75 歳以上となり、2040 年には、介護と医療の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口や認知症高齢者の増加が見込まれる中、地域包括ケアシステムの深化が求められています。

介護人材の確保も大きな課題であり、2040 年までに約 57 万人の新たな職員が必要とされる一方、近年は介護職員数が減少傾向にあります。また、介護費用は増加傾向にあり、制度の持続可能性と公平な負担のあり方が課題となっています。

こうした背景のもと、国の社会保障審議会介護保険部会では、以下の 4 つのテーマに分けて整理し、令和 7 年 12 月 25 日付で「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられました。

- I 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築
- II 地域包括ケアシステムの進化
- III 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援
- IV 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保
 - ・2040 年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方
 - ・給付と負担 他

本日は、この意見書の内容及び来年度から策定する次期「介護保険事業計画」に関連する部分の内容について、当審議会において情報共有を行うものです。

なお、「介護保険制度の見直しに関する意見」の概要は、4 ページ以降に掲載しています。

2 「2040年を見据えた介護保険事業計画の在り方」への意見内容

社会保障審議会介護保険部会において、「介護保険事業計画」に関連する内容として、主に次のような意見が取りまとめられています。

(1) 基本的な視点

- ・ 今後、地域のサービス需要が変化していく中で、3年を1期とする計画とともに、2040年の中長期的な介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。
- ・ 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスは、在宅生活を支える重要な機能を持つ一方、未整備の市町村も多く存在することから、市町村内での整備促進に加え、隣接自治体間の連携による活用推進の視点も必要となる。
- ・ 生産年齢人口が全国的に減少していく中、人材確保、生産性向上についても計画の中で考えていくことの必要性が一層高まる。

(2) 中長期推計の制度的位置づけ

- ・ 市町村が定めている中長期的な推計について、介護保険事業計画の記載事項として位置づけを明確化することが適当である。また、都道府県において、情報提供や協議の場の設置等により、市町村を支援や調整を行っていくことが適当である。

(3) 地域課題への対応と記載事項の明確化

中長期的な推計に基づき、都道府県と市町村が共通の課題認識を持ち、2040年に向けたサービス提供の在り方について議論を深める必要がある。

特に、中山間・人口減少地域への対応、医療・介護連携、人材確保・生産性向上など、地域ごとの課題に即した対応が求められる。

このため、介護保険事業計画に以下の内容について記載することが適当である。

- ・ 2040年を見据えた中長期的な介護サービス見込量の推計
- ・ 特例介護サービスの新たな類型や事業の導入と対象地域
- ・ 人材確保・生産性向上に向けた地域目標とその達成方策 など

3 今後のスケジュール

今後、国においては、この意見書の内容を十分に踏まえて見直しの内容の具体化を図るほか、令和9年度介護報酬改定で対応すべき事項については、介護給付費分科会で議論に付すなど、制度見直しのために必要な対応を進められます。

それらを踏まえた上で、必要な事項を反映させながら、「第十一次山口市高齢者保健福祉計画・第十次山口市介護保険事業計画」を策定することとなります。

介護保険制度の見直しに関する意見（概要） (令和7年12月25日 社会保障審議会介護保険部会)

- 2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によつて高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じることも踏まえ、早急な対応が求められる。
- このような社会環境の変化の中であつても、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる社会を実現するため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化や、これらを通じた地域共生社会の更なる実現・深化を行うことが必要。
- 福祉サービス間の連携に加え、介護や福祉以外の地域資源（地域におけるまちづくりや高齢者の移動支援等の取組）との効果的な連携が重要。

Ⅰ 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

- ★：今後、詳細の要件や報酬設定等について介護給付費分科会等で議論することとされている項目
- ### 1. 地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制
- 地域の類型の考え方
 - ・計画策定プロセスにおいて、該当する地域類型を意識しながら、都道府県・市町村等の関係者間で議論を行うことが必要である
 - 中山間・人口減少地域（サービス需要が減少する地域）
 - ・サービス提供の維持・確保を前提として、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、新たな柔軟化のための枠組みを設ける
 - ・特別地域加算の対象地域を基本としつつ、高齢者人口の減少に着目した地域の範囲について国において一定の基準を示す（市町村内的一部エリアを特定することも可能）★
 - ・対象地域は、計画策定プロセスにおいて市町村の意向を確認し、都道府県が決定する
 - 大都市部（2040年にかけてサービス需要が増加し続ける地域）
 - ・高齢者人口の増減・サービス需要の変化の見通しに基づき、現行制度の枠組みを活用したサービス基盤の維持・確保が求められる
 - 一般市等（2040年までの間にサービス需要が増加から減少に転じる地域）
 - ・職員の賃金の改善に向けた取組、ICT機器の活用や、サービス・事業所間の連携等を前提に、職員の負担への配慮やサービスの質の確保の観点も踏まえ、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等を行つため、特例介護サービスに新たな類型を設ける（施設サービスや特定施設入居者生活介護も対象）★

3. 大都市部・一般市等における対応

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合
 - ・夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合する
- ※多様なニーズに対応したサービスを提供するため、高齢者のニーズに沿った多様な注まいの充実（Ⅱ3）、テクノロジーの活用支援（Ⅲ2）等の取組を併せて推進する

I 地域包括ケアシステムの深化

- 地域包括ケアシステムの深化に向けた実現性向上、経営改善支援
 - 2040年に向けて、可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、都道府県・市町村及び関係者が地域の状況に合わせて地域包括ケアシステムを深化させることが必要である

2. 医療・介護連携の推進

- 医療と介護の協議の場等
 - 総合確保方針に基づく協議の場を再編成するとともに、2040年に向けて介護の提供体制等について本格的に議論する体制を構築する

3. 有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援

- 有料老人ホームにおける安全性及び質の確保
 - 中重度の要介護者等を入居対象とする有料老人ホームについて登録制といつた事前規制を導入する
 - あわせて、更新制や一定の場合の関係者との連絡調整を義務付ける
 - 事業廃止や停止等の場合の対応等を行つことを明確化する
 - 事業者による有料老人ホームやサービスの適切な選択
 - 契約書や重要事項説明書の契約前の書面説明・交付を義務付ける
- 入居者紹介事業の透明性や質の確保
 - 公益社団法人等が優良事業者を認定する仕組みを創設する
- いわゆる「問い合わせ」対策の在り方等
 - 介護事業所と提携する有料老人ホームにおいて、ケアマネ事業所やケアマネジャーの独立性を担保する体制を確保する
 - 住まい事業と介護サービス等事業の会計を分離独立させる
- 住まいと生活の一体的支援
 - 改正セーフティネット法も踏まえ、居住施策との連携を促進する

4. 介護予防の推進、総合事業の在り方

- 介護予防・日常生活支援総合事業
 - 都道府県の伴走支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進するとともに、総合事業の実施状況等を把握する仕組みを構築する
- 介護予防を主軸とした多機能の支援拠点
 - 高齢者の介護予防を主軸とし、障害、子育て、生活困窮等の地域の抱える課題の支援を一体的に実施する多機能の拠点を整備する

5. 相談支援等の在り方

- 頼れる身寄りがない高齢者等への支援
 - ケアマネジャーの法定外業務（いわゆるシヤドウワーク）として実施せざるを得ないケースも多い、頼れる身寄りがない高齢者等の抱える生活課題について、地域課題として議論できるよう地域ケア会議の活用を推進する
 - 包括的支援事業（総合相談支援事業等）において頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応等を行つことを明確化する
- 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの在り方
 - 介護予防ケアマネジメントについて居宅介護支援事業所の直接受託を可能とする
- ケアマネジャーの資格取得要件、更新制・法定研修の見直し等
 - 介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件である国家資格を追加するとともに、実務経験年数を5年から3年に見直す
 - 介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みを廃止し、引き続き定期的な研修の受講を行うことを求め、事業者への必要な配慮を求める
- 有料老人ホームに係る相談支援
 - 登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係るケアマネジメントと生活相談のニーズに対応する新たな相談支援の類型を創設する★

6. 認知症施策の推進等

- 自治体の認知症施策推進計画の策定を通じて共生社会の実現を推進する

II 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

1. 総合的な介護人材確保対策

- 人材確保のためのプラットフォーム
 - 都道府県単位で人材確保のためのプラットフォームを構築する
- 事業者間の連携、協働化等
 - 国及び都道府県の責務として位置付ける

2. 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等の推進

- 生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等
 - 人材確保のためのプラットフォームの中での連携の枠組みを構築する
- 科学的介護の推進
 - 国に科学的介護を推進していく役割があることを明確化する

III 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

- 人材確保や生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等について、都道府県計画における位置付けを明確化する
 - 国・都道府県においてテクノロジーの更なる活用を支援する
- 事業者間の連携、協働化等
 - バッカオフィス業務等の間接業務の効率化等を進める

- 科学的介護の推進
 - 国に科学的介護を推進していく役割があることを明確化する

IV 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保

1. 2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方

- 中長期的な推計、2040年に向けた地域課題への対応
- ・2040年に向けた中長期的な推計を計画の記載事項に追加する
- ・地域における2040年に向けたサービス提供の在り方にについて、都道府県・市町村及び関係者間で議論を行う

2. 給付と負担

○ 1号保険料負担の在り方

- ・被保険者の負担能力に応じた保険料設定について、引き続き検討を行う
- 「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準
 - ・能力に応じた負担と、現役世代を含めた保険料負担の上昇を抑える観点から、「一定以上所得」の判断基準の見直しについて検討する必要がある。検討に当たっては、介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等に加えて、令和8年度に見込まれる医療保険制度における給付と負担の見直し、現在補足給付について行われている預貯金等の把握に係る事務の状況等を踏まえ、本部会で継続検討し、第10期介護保険事業計画期間の開始（令和9年度～）の前までに、結論を得る
 - ・「現役並み所得」の判断基準については、医療保険制度との整合性や利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行う

○補足給付に関する給付の在り方

- ・第3段階②の負担限度額の上乗せを行う（令和8年度～）
- ・第3段階①と②をそれぞれ2つ（ア・イ）に区分し、第3段階①イ②イの負担限度額の上乗せを行う（令和9年度～）

○多床室の室料負担

- ・在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において検討を行う★
- ケアマネジメントに関する給付の在り方
 - ・住宅型有料老人ホームの入居者に関して、ケアプラン作成を含めて利用者負担の対象としている特定施設入居者生活介護等との均衡の観点から、登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係る新たな相談支援の類型（Ⅱ5）に対して利用者負担を求めることが考えられるとところ、丁寧に検討を行う

○軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

- ・多様なサービス・活動の整備の進歩状況、従前相当サービス等における専門職の役割、専門職によるサービスと地域の支え合いの仕組みの進展の実施状況など、検討に必要なデータを多角的に収集・分析しつつ、意向や利用者への影響等も踏まえながら、引き続き、包括的に検討を行う

○被保険者範囲・受給者範囲

- ・介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討を行う
- 金融所得、金融資産の反映の在り方
 - ・金融所得の保険料や窓口負担等への反映については、後期高齢者医療制度での対応状況も踏まえつつ、将来的な導入について、制度面・運用面等の総合的な観点から、引き続き検討を行う
 - ・金融資産の反映の在り方については、は、政府として預貯金等へのマイナンバーの付番を推進し、その状況を踏まえて、預貯金等の確認でのマイナンバーの活用について、引き続き検討を行う
- 高額介護サービス費の在り方
 - ・制度の運用状況を踏まえ、引き続き検討を行う

3. その他の課題

- 介護被保険者証の事務・運用
 - ・65歳到達時の交付から要介護認定申請時等の交付に変更する
 - ・電子資格確認を導入する
 - ・資格喪失時等の返還義務を一部免除する
 - ・65歳到達時等の機会を捉えて、介護保険についての広報啓発を行う
- 高齢者虐待防止の推進
 - ・高齢者住まいにおける高齢者虐待防止の取組を推進する
 - ・全国レベルでの情報収集・分析を行い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックする
- 要介護認定
 - ・申請代行が可能な者を拡大する
 - ・主治医意見書の事前入手が可能である旨を明確化する
- 特定福祉用具販売
 - ・貸与と販売の選択制の導入に伴い利用者への継続的な関与が必要となることを可能とする

- 国民健康保険団体連合会の業務
- ・介護報酬に関する補助金の支払事務について、委託を受けて行うこと